

## ひまわり保育園・ふくちゃん保育園の利用案内

ひまわり保育園・ふくちゃん保育園は3歳未満児を対象とする認可保育所と同等の施設基準をクリアした地域型認可保育園です。地域型保育園は、会社等の事業所の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。保育の利用としては、『地域枠』と『従業員枠』の2種類があり、両者とも行政による保育認定が必要になります。また、保育の受入れに当たり、国の認可基準を超える保育提供はできませんので、事前に必ずお問い合わせください。

■『地域枠』は、他の認可保育園と同様に利用できる枠です。入園が決まるまでの流れや、必要な書類については、認可保育園や認定子ども園の申込みと全く同様です。利用の申込方法については、次ページを参照ください。

■『従業員枠』は、医療法人崇徳会の従業員が利用する枠です。勤務先事業所に直接予約申込みを行い、保育園登録利用申請書により、それぞれの所属する施設の事務を経由して、地域総合サービスセンター事務部に提出をお願いします。なお、登録内容に変更が生じた場合は申請者変更届、退園する場合は退園届を速やかに同様の手続きで提出して下さい。利用の申込方法については、次ページを参照ください。

.....< ひまわり保育園・ふくちゃん保育園 >.....

|             |   |
|-------------|---|
| 開設日         | 平成28年4月1日   |
| 住 所         | ひまわり保育園 長岡市大島新町5丁目7-10 (TEL 27-9150 FAX 27-9151)<br>ふくちゃん保育園 長岡市深沢町2300番地 (TEL 46-6653 FAX 46-6667)   |
| 対 象         | <p>【地域枠】<br/>保護者のいずれもが働いている（外勤・自営・内職を問いません）か、病気・出産などで子どもの保育ができない方（申込みにあたり保育の必要性の認定が必要になります）。</p> <p>【従業員枠】<br/>医療法人崇徳会の従業員で、保護者のいずれかが働いているか、病気・出産などで子どもの保育ができない方（申込みにあたり保育の必要性の認定が必要になります）。</p> |
| 定 員         | <p>ひまわり保育園 利用定員30人（認可定員40人）<br/>ふくちゃん保育園 利用定員30人（認可定員35人）</p> <p>※地域枠と従業員枠、及び、0～2歳児クラスの内訳、利用定員超の場合等は長岡市に相談・調整します。<br/>※2歳児クラスまでのため、3歳児に進級する場合は、他の保育園に入園していただくことになります。</p>                       |
| 開所日<br>／時間  | <p>月～土曜日（祝日・年末年始12/31～1/3を除く）</p> <p>標準認定：午前7時30分から午後6時30分<br/>短時間認定：午前8時30分から午後4時30分</p> <p>※上記時間以外は延長保育となります。時間・料金等は直接保育園へお問い合わせください。</p>   |
| 保育料<br>(月額) | 地域枠・従業員枠に関わらず、保護者の住民税額に応じ行政が決定した額となります。   |
| 運 営         | 医療法人 崇徳会 地域総合サービスセンター (TEL 27-7331 FAX 27-7301)   |

## 申込方法

### ■『地域枠』を希望する場合

電話で日程を予約のうえ、所定の書類を長岡市保育課（保育課 入園窓口係 〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ4階 ☎0258-39-2219）へお持ちください。書類は同課で配布しているほか、両保育園でもご用意や受付できる場合がありますので、予めご確認ください。概ねの手続きは、下記の『従業員枠』を希望する場合の1と4を除く手続きとなります。詳しくは、長岡市のホームページを参照ください。

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate02/h28riyou.html> をご覧ください。

### ■『従業員枠』を希望する場合

1. 保育園登録利用申請書をダウンロードし、必要事項を記入後、勤務先の事業所に直接お申込みください。**ただし、園児対保育士基準、面積基準等の国の基準を超える保育提供はできませんので、事前に必ずお問い合わせください。**
  2. 保護者の住所地行政の保育課に下記書類で支給認定申請を行います。  
※行政指定の支給認定申請書・就労（予定）証明書等（父母分）
  3. 住所地行政が支給認定（3号認定）すると、保護者の自宅に支給認定証が行政より送られます。
  4. ひまわり・ふくちゃん保育園では、理事長名で利用許可証を発行し、勤務先経由で届けます。
  5. 行政指定の入園申込書を入園希望する園に提出します。
  6. 園からの連絡で保護者は児童同伴で保育士と面談し、その後に園経由で入園承諾書が発行されます。
- 以上の手続きが終了することにより保育利用できます。

※長岡市外在住の方で、ひまわり・ふくちゃん保育園の従業員枠をご利用される場合は、お住まいの市町村が支給認定を行います。不明な場合は、保育園、または、地域総合サービスセンターに気軽にご相談ください。